



# 鳥取県公報

平成17年 9月16日(金)  
号外第139号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則（92）（長寿社会課）…………… 1

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

受益と負担の公平確保のため、県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料を適正な額に改めようとするものである。

2 規則の概要

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を次のとおり改正する。

- (1) 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料に係る経済的事情による区分のうち、21階層の使用料の額を7,590円引き下げる。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ① 施行期日は、公布の日とする。
  - ② (1)は、平成17年5月1日から適用する。

## 規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第92号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和39年鳥取県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(使用料の額) 第6条の2 条例第7条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。				(使用料の額) 第6条の2 条例第9条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。			
(使用料の減免) 第9条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。 (1)～(3) 略				(使用料の減免) 第9条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。 (1)～(3) 略			
別表 (第6条の2関係)				別表 (第6条の2関係)			
区 分		金額 (1人月額)		区 分		金額 (1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
21階層	対象収入額が 3,400,001円以上 上であるとき	<u>168,620円</u>	<u>167,620円</u>	21階層	対象収入額が 3,400,001円以上 上であるとき	<u>176,210円</u>	<u>175,210円</u>
備考 略				備考 略			

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則 (昭和57年鳥取県規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(使用料の額) 第5条 条例第7条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、月の中途において入所し、又は退所した場合のその月の使用料の額は、同表に掲げる額を基礎として日割により計算した額とする。				(使用料の額) 第5条 条例第9条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、月の中途において入所し、又は退所した場合のその月の使用料の額は、同表に掲げる額を基礎として日割により計算した額とする。			
(使用料の減免) 第7条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。 (1)～(3) 略				(使用料の減免) 第7条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。 (1)～(3) 略			
別表 (第5条関係)				別表 (第5条関係)			
区 分		金額 (1人月額)		区 分		金額 (1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			

21階層	対象収入額が 3,400,001円以 上であるとき	<u>168,620円</u>	<u>167,620円</u>	21階層	対象収入額が 3,400,001円以 上であるとき	<u>176,210円</u>	<u>175,210円</u>
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則別表の規定及び第2条の規定による改正後の鳥取県立福原荘管理規則別表の規定は、平成17年5月1日から適用する。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(平成17年鳥取県規則第82号)の一部を次のように改正する。  
鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則第1条の規定中鳥取県立福原荘管理規則第5条及び第7条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
	<p>(<u>使用料の額</u>)</p> <p><u>第5条 条例第7条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、月の中途において入所し、又は退所した場合のその月の使用料の額は、同表に掲げる額を基礎として日割により計算した額とする。</u></p> <p>(<u>使用料の減免</u>)</p> <p><u>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 入所者又は入所者を扶養する者に所得がないため、所得が少ないため、又は不時の支出等のため、使用料の納付が困難と認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 入院その他正当な理由により通常の利用がないとき。</u></p> <p><u>(3) 老人の福祉を図るため知事が特に必要と認めるとき。</u></p>

